

次に11ページでございますけれども、御提案のあります20時間以上または65万以上という基準につきまして、一つ一つ御吟味をいただきたいということで紹介をさせていただいております。まず11ページは、週の所定労働時間20時間以上という基準についてどう考えるかということでございます。現行の基準は、先ほど申し上げましたように1日8時間、1週間40時間という所定労働時間に対しまして4分の3以上、または月で4分の3以上の日数ということでやっております。これを週所定労働時間20時間以上と改めるとすれば、その①②③と挙げているような考え方になるということで整理をしております。

まず①でございますけれども、週の所定労働時間を原則40時間ということで考えますと、20時間以上ということはその週の労働時間の半分であり、適用事業所でそれ以上の時間の就労をされていれば、被用者保険グループとして見るということではないかということです。

②ですが、これまでの4分の3という相対的な基準でございますと、同じ労働時間でパートタイムに出られるということになりましても、勤務する事業所ごとに所定労働時間が違ったりしまして、適用が変わってしまうということになります。通常の就労者の方は基本的に適用されているわけでございますけれども、パートタイムの方は適用から外れたり、適用されたりということではばらつきが出てしまうのではないかとということでございます。

③ですが、現在の雇用保険の適用基準も20時間以上ということになっております。年金と同じように、昭和50年代に全国の統一的な扱いとして4分の3という相対要件で雇用保険の方もスタートさせておりますけれども、現在は原則20時間以上の方に適用するというところでございます。

このように20時間以上だけでとらえた場合、先ほどの推計400万人のうちで300万人程度は適用をされるということになるのではないかとということ先ほどの研究会の方で粗く試算しております。

それで、この20時間以上適用ということを図で見ていただきますと、12ページの下半分でございます。4分の3から20時間伸びる部分だけが適用拡大されてくるということでございます。

その次に、今度はもう一つの考え方、65万円というような収入の要件を適用の基準として併用することについてはどう考えるのかということでございます。20時間以上という時間要件に加えまして、一定の賃金を得ていらっしゃる方を時間にはかかわらずに適用することと考えるとすればどうかということです。

まず当然ながら①のように、時間要件のみの場合に比べまして適用範囲は広くとらえられると思われまします。時間数が少ない方でもカバーができるということでございます。

それから②でございますけれども、これから雇用形態が更に多様化していく中で、短時間でありましても高賃金を得るような方々が増えてくることが予想されるわけでございます。そういうことになった場合には、時間数だけではなくて収入の方でも適用を考えていくこと

が雇用形態の多様化には対応できるのではないかとということでございます。

①でございますけれども、時間数の要件だけではなくて収入要件でも適用していくことが、より就業調整の余地は減少していくため、こういう形態を選ばれるときの選択に対して中立的なことになっていくのではないかとということでございます。

ただし、その次の「○」で書かせていただきましたけれども、収入要件の併用については検討すべき問題もあるのではないかとということでございまして、①ですが、週の所定労働時間20時間を大きく下回る方を厚生年金として被用者年金のグループとしてとらえていくことが妥当かどうかというふうな議論があるのではないかと。

あるいは②でございますが、その短時間の就労に伴う活動以外のところから、より多い主たる収入を得ていらっしゃるような方について、その年収をどうとらえるのか、この他の収入も含めて全体でとらえざるを得ないということになりますと、一定の賃金収入があるからといって厚生年金の対象とすることは適当なのかどうかというようなことでございます。

それから③で、実態として勤務の時間が短いということになりますと、適用の実務上の問題としては被保険者としてのとらえ方はなかなか困難な面も出てくるのではないかとということも挙げさせていただいております。

次に14ページの方でございますが、収入要件について考える際に65万円という御提案があるわけでございますけれども、雇用と年金研究会等の場におきましてはこの考え方につきまして、法定の最低賃金で20時間働いた場合に大体この程度になるのではないかと御意見がありました。そこに「※」で書き出しておりますように、直近の県別の1時間当たり最低賃金を示しておりますが、一番低い沖縄県の例でございますと604円で、週20時間で1年間働かされると62万8,000円程度、月額で5万2,000円程度という額になります。一番高い東京の例ですと780円単価で、年収で73万6,000円、月額で6万1,000円となり、65万前後という御提案は、20時間で一番低いラインの中間点ということでございます。

この基準で考えますと、20時間を仮に下回っておりましたも年収でとらえられるので適用範囲は拡大していけます。この基準を下回るような就労の形態はあまり想定できないのではないかとということでございます。

なお、これは最低の基準ということでのとらえ方でございますが、これ以外にも例えば短時間労働者の平均賃金のライン、女性ですと時間当たり800円台、900円台が多いようですが、そのような基準、あるいは今の厚生年金における標準報酬の等級の一番下、月額で9万8,000円、年額で117万というような基準など、幾つか平均値なり下限でのとらえ方もできるのではないかとということでございます。この辺についてどこまで負担を求めていくのかという論点もあり得るのではないかとということでございます。

以上をもう一度簡単にまとめたものが15、16ページでございます。

まず、適用の基準を考える際に御議論いただきたい点といたしましては、まず最初の方で

被用者の制度である厚生年金につきまして、所得保障の対象をどこまでと考えていくのかということでございます。老後の所得保障の必要性につきまして、どこまでのものでとらえていくのかということでございます。

なお、外国の被用者年金制度の中で、収入要件のみを用い、かつ相当程度低い基準でとらえているものがあります。我が国の場合には国民年金制度もございますので、必ずしも同じ考え方がとれるかどうかはわかりませんが、このような例もあるということで次のページにも付けております。

それから、収入要件を併用することについてはどう考えるのかということですが、これは先ほど挙げましたように、問題点もあるのでよく御吟味いただきたいと思います。週の所定労働時間が短い方について、当然適用ということを考えるのかどうか、就労以外の他の収入もある方について当然適用ということが考えられるのかどうか、実際の適用実務上の問題もあるかどうかについて考えるかということでございます。

それから、就業調整が先ほどアンケートでごらんいただきましたように実際行われていますが、より就業調整が起きにくい仕組み、中立的な仕組みというようなことを考えるためにはどのような適用基準とすべきかということがあります。

それから、現在の適用基準との関係でございます。現在は4分の3という相対的な要件を用いておりますけれども、これを絶対要件として20時間なり65万円賃金ということで改めてとらえていくことについてどう考えるのか。また、週の時間数だけではなくて月の日数もございしますが、短時間の方について週の日数についての要件を設けないことについてどのように考えるのか。こういった点も論点としてあろうかと思っております。

それから医療保険との関係でございますが、これまで4分の3要件等は厚生年金と健康保険とを同じ基準で適用してきております。被用者についての社会保険ということを考えますと、基本的には同一の基準での適用を考えていくべきだと思っておりますので、同時に医療保険についても議論をし、吟味をしていかなければいけないという点を挙げております。

次が、具体的な給付と負担の設計についての考え方でございます。18ページをごらんいただきますと、少し典型的に給付と負担の関係を整理し、御議論いただきたいことを示しております。

Aは、標準報酬下限維持案と称しておりますが、現在の30等級、9万8,000円から62万円までという標準報酬の区分で適用をさせていただいている中で、今でも4分の3以上で働いていらっしゃる方で、収入の低い方は、下限の9万8,000円で適用をされて給付を受けていらっしゃるわけですが、そうであれば短時間労働者の範囲を拡大する場合においても現在の標準報酬の中で適用をしていくということも一つの考え方かもしれないということで、それをそのまま適用したらどうかということを示しております。

次にB案の方につきましては、給付はそのまま設計を変えないけれども、標準報酬の下

限を負担に見合ったもの、実際の賃金に見合ったものに下げて適用を考えていってはどうかということでございます。短時間労働者の方の全体の賃金が現実に低い中で、9万8,000円での適用はなかなか負担が重いのではないかと場合には、下限を引き下げます。一方では被用者年金の中での所得保障ということでございますから、全体で分配を行う給付体系そのものは維持してもいいのではないかとということで、給付は変えない仕組みを御覧をいただいております。

C案は、標準報酬の下限も実態に合わせて引き下げますが、そうしますと現在の9万8,000円よりも軽い負担の方々が出てきますので、負担が小さくなるのであれば給付の方も見直しをして給付設計をすべきではないか。例えば短時間労働者向けの被保険者の区分を新たに設けまして、それについて新しい給付の設計を考えるということです。今、1号の配偶者である1号の方がパートで適用されて自ら2号になる、あるいは3号としてパートに出ている方が適用されて2号になるということだと、配偶者の方はその被扶養という概念がないわけでございますので、例えば3号被保険者の被扶養の給付を伴わない給付設計もあり得るのではないかとというようなこととしております。

その中でも、C-1はその被扶養配偶者以外の給付設計、御本人の給付設計は変えない案です。C-2は、その負担が軽くなっていることに対応する給付を考えた場合には、まだ少し調整の余地があるのではないかとということで、2階の報酬比例部分を調整してはどうかという案です。C-3は、基礎年金の拠出金の負担との関係で、一般の方との比較をした場合に負担が小さいということであれば、基礎年金部分を調整して小さくすることもあり得るという案です。このようなことで少し議論をいただきたいということで示させていただいております。中身を簡単にごらんいただきますけれども、19ページからがまずA案、標準報酬の下限を維持する案でございます。今の標準報酬の枠組みの中で短時間労働者にも参加をしていただくという案でございます。現在の下限、9万8,000円というのはどういう考え方で設定をされているかといいますと、19ページの注に書いておりますように、前回の改正の際の最低賃金は、日額で4,712円ございましたけれども、これを適用事業所の常用労働者の平均日数、当時20.7日ございましたが、これで働いていらっしゃる方の平均の最下限を出してみますとこの程度のレベルになります。それで、現在は10万1,000円以下の賃金の方につきまして一律に9万8,000円という御負担を願って、かつそれで9万8,000円で給付の計算も行っておるとということでございます。

これをそのまま適用して負担と給付を設計していくことにつきましては、実際には短時間労働者の方は比較的低い賃金の方が多いということになりますと、一律にここまでの負担をしていただくならば、給付もそのままいいということになりますけれども、その負担についてどのように考えるかという問題があろうかということで挙げさせていただいております。

下の絵でござんいただきますと、上半分は3号被保険者でパートに出ている方に適用した場合、下は1号被保険者でパートに出ている方に適用した場合でございます。

上の方で見ていただきますと、Bの方はこの3号被保険者の方の賃金が7万円あったという前提で書いておりますけれども、7万円に対して適用する場合に現在と同じように、最下限で、9万8,000円とみなして適用をしますと、それに13.58%という保険料率をかけた御負担をいただき、給付の方も9万8,000円を前提に乗率をかけた計算になるということでございます。基礎年金に対しまして厚生年金の所得比例部分が乗ってくるということになります。そうしますと、9万8,000円という御負担に対する基礎年金と厚生年金の8万7,000円程度の給付額の単純な率を見ますと、そこに書いてございますように89%程度になるということでございます。

上半分は配偶者は既に厚生年金でございますから問題ないわけでございますけれども、下半分のようなケースを考えた場合、配偶者の方がいますと更に配偶者の給付、被扶養配偶者の給付も付くという場合があるかと思えます。ただ、ここでは御本人の9万8,000円に対する給付が出た場合に89%ということをお覧いただいております。

次に、B案でございます。21ページからですが、今のような9万8,000円とみなしての御負担ということになりますと、実際の賃金よりも負担が重いのではないかということになります。標準報酬の下限を実際の賃金レベル、平均値くらいまで引き下げて負担を設計する。その場合に、給付について、被用者年金全体で同じように考えてもいいのではないかと設計しております。下の絵で見ていただきますと3号被保険者でパートに出ている方については、7万円ならば7万円を前提に標準報酬をつくり、その13.58%で保険料を御負担をいただくということで、労使合わせて1万円程度の御負担となることを示しております。

その上で、給付につきましては、基礎年金に、7万円に対して給付の乗率がそのまま適用されるとすると、先ほどよりも少し小さい1万5,000円が所得比例部分として乗ります。7万円に対しまして1階、2階を合わせた8万1,000円程度の給付の率を考えると117%と、もともとの賃金が低いので大き目のものになりますけれども、こういう率になることについてどう考えるかということを示しております。

それからCですが、1号被保険者でパートに出ている方の場合を考えると、これまで1号被保険者としての御負担が1万3,300円ということで自ら負担をされていることに対しまして、7万円が13.58%と労使合わせて1万円程度の負担になる。今までの負担を下回る中で1階の他に、2階についても給付されるということについてどう考えるかということでございます。

現在の9万8,000円の下限に、この4月からの総報酬制での保険料率13.58%をかけますと、

大体国民年金保険料に等しい1万3,300円レベルです。結果的に、このようなレベルになっているということでございます。

今までの負担よりも低い、あるいは9万8,000円レベルの方で1万3,300円の負担としますと、これはパートタイマー労働者の方だけではなくて一般の方、今、4分の3基準で適用されている方等も含めまして、そのレベルでの負担で給付が同じという設計にならざるを得ない面があのではないかとということも挙げてございます。

最後に23ページのC案でございます。負担が小さいということ的前提を考えるのであれば、給付の方も別立ての給付ということで整理ができないかということでございます。まず被保険者としての区分を少し分けた形にできないかということで、例えば、20時間以上30時間未満で働いているような、あるいは賃金が年間65万以上で月々9万8,000円よりも下回るような賃金で働いているような方を通常の被保険者とは区分をいたしまして、別個の標準報酬を定める。その標準報酬を適用しての負担、その標準報酬を適用しての別立ての給付設計というようなことで少し別立てのもので考えられないかということでございます。

その場合には、先ほど申しましたように、以下の理由からこのような方につきましては、被扶養配偶者の給付、3号の給付は伴わない形が妥当ではないかということでございます。もともと1号の配偶者を有する1号の方がパートに出られての給付であるということ、あるいは2号の配偶者を有する3号の方が出られての給付だということで、配偶者の方はそもそも働いていることを想定した現実的な議論でございますけれども、適用される短時間労働者の方の配偶者がそもそも自営業者で、事業をやっているような場合に、その被扶養の認定基準130万円は必要経費を差し引いた事業所得でございます。普通に事業をやっているけれども、必要経費を差し引きますと収入がない、あるいは非常に少ないというふうな方までもが被扶養配偶者として被用者保険の3号の給付を受けるようなことがあり得ることになるわけです。

しかし、これは被用者保険のカバーする仕組みとして見ると違うのではないか、考え方としては無理があるのではないかというようなことございまして、やはりそのような新しい類型を考えた場合には被扶養配偶者の給付は伴わない給付設計が妥当なのではないか。そうしますと、従来どおり配偶者の方は1号としての御負担で国民年金の方に参加をしていただきたいということで書いております。

Cの1、2、3を簡単に御紹介いたしますと、C-1は被扶養配偶者の方の給付を伴わないだけの案でございます。26ページの絵で見いただきますように、給付の仕組みですと、7万円の標準報酬に対して6万6,000円の1階部分と1万5,000円の2階部分ということで同じように見えるわけでございますけれども、Dに吹き出しで書いておりますように、Dは3号被保険者ではなくて1号として従来どおり御負担をいただきたいということで書いていただいております。ですので、御本人の7万円に対する御本人の給付はBと同じように

なりますが、3号の給付は伴わないということで見ていただいております。この場合でも、従来の1号被保険者の場合の負担との関係をどう見るのか、あるいは9万8,000円との関係をどう見るのかという問題点はあろうかということです。

更に7万円というのは、9万8,000円と先ほどの65万の場合の月額5万円との中間程度の賃金ということですが、一番低い5万円で見させていただきますのが27ページでございます。20時間の最低賃金5万円のレベルで見させていただきますと、労使合わせて3,000円程度の負担でございます。負担は小さくなりますけれども、給付の方につきましては基礎年金プラス2階の所得比例ということで、現役時の報酬が5万円と小さいものですから、所得代替比率は155%ということでやや大きくなります。これをどう見ていくかということがあろうかと思えます。

それからC-2案は29ページ、30ページでございます。これは、今のように実際の負担に対しまして給付額では小さいものの、率が117%と大きくなっています。先ほどの5万円の場合に、155%という数字を見ますと、もう少し調整の余地があるかどうかということで見ていただいております。それで、30ページでは注4で書いておりますように、所得比例の部分につきましては、短い時間数で働いているということで乗率半分の計算で給付する設計は可能かということで見てみますと、半分の0.8万円程度になります。これで7万円に対する率を見ていただくと106%と、賃金とほぼ同程度まで落とした給付設計の案でございます。

これにつきまして29ページの論点に挙げておりますのは、一つの区分を別に設けるとは言いますが、同じ厚生年金、被用者年金の制度の中で、所得比例という考え方について差を設けることが妥当かどうかという点でございます。それから、この場合でありましても1号被保険者としてCの方が負担をされた場合に比べましてやはり低い負担で給付はやや増えています。被用者年金では当然であるという考え方はあるかもしれませんが、これについてどのように考えるかということも挙げております。

C-3案でございますが、この案は、基礎年金の部分につきまして拠出金が、基礎年金の負担に足りていないのではないかとということを前提に考えますと、基礎年金部分を若干調整する考えはあり得るのかどうかということで見ていただいております。ここでは国庫負担を2分の1といたしまして、その上に国民年金保険料1万3,000円を払う場合に対しまして、7万円で負担される額は9,000円余りになりますから、その率で国庫負担分の付け足しをしまして5万7,000円程度になるということで見ていただいておりますけれども、このような基礎年金のレベルを考え得るのかという論点がございます。

追加負担をすれば満額の基礎年金ということになりますが、そもそも老後の共通部分ということでの基礎年金を減額することについてはどのように考えるかという論点を挙げております。あるいは、国庫負担分として半額免除的な扱いにするという論点もございます。1号の場合には負担能力を吟味した上で免除等を考えておりますけれども、原則として負担を

課さないということはどう考えるか。拠出金の計算上、このような方を満額の負担をしないグループに分類しますと全体の負担を偏らせてしまうことにならないか、または単価が高くなってしまわないかということでも挙げております。3号被保険者の見直しの考え方として、方向性と論点にもこういう考え方はあり得るか見ていただいておりますが、こういう方法を3号被保険者として適用される方との関係からもどのように考えるかを見ていただきたいということでございます。

最後に、今のような点をまとめまして、このような給付設計についてはどのように考えていくのかということでございまして、御議論いただきたい点としては短時間労働者に対する給付の水準、被用者としての年金保障、老後の年金保障ということ考えた場合に、その本人と、事業主の負担の関係でもどのように考えたらいいのかということです。また、1号被保険者の方と従来の3号被保険者の方とのバランスの上でもどのように考えるかということです。

年金財政への影響でございますが、これは女性と年金検討会でも御議論いただいて示させていただいておりますけれども、負担と給付の関係を詳細に詰める場合には、パートタイマー労働者の方がどのような年齢階層でどの程度いらっしゃるか、将来をどのように見込むか、給付はどのように発生していくかという前提をきちんと仕分けして見ていかないといけないと思いますが、長期的には3号被保険者の方がパートタイマーに出て適用を受けることとなりますと、負担をしなかった方が負担をするということで厚生年金についてはプラスの方向になります。それから、1号被保険者でパートタイマーに出ていた方が負担を受けることとなります。そのときに、低い賃金階層の方が多ということになりますと基礎年金部分に満たないような保険料負担の方も多くなるということで、結果としては財政上はマイナスの要素もあるということになり、両方の要素があろうかということになります。

なお、短期的、中期的にはとりあえずはまだ給付を受けられる年齢層の方が少ないということになりますと、負担が先行し、保険料収入の増加が先行して当面は収支には貢献すると思いますが、長期的に見たプラスマイナスの要素はパートタイム労働者の方々の賃金が今のような格差のある賃金のままなのか、平準化されていくのかというようなことも含めてきちんと吟味する必要があると思いますが、基本的には両方相殺する面があるのではないかとということでお示しをさせていただいているということでございます。

以上、短時間労働者についての論議をよろしくお願いいたします。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは初めに申し上げましたように、これから5分ほど休憩を取りまして、11時5分頃に再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

(午前11時00分休憩)



(午前11時06分再開)

○ 宮島部会長

それでは、会議を再開いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

初めに申し上げましたように、これまで説明がございました「短時間労働者への厚生年金の適用拡大」に関する議論とむろん同じものではございませんが、相互の連関が大変深い問題がこの「第3号被保険者制度の見直し」に関する問題でございます。引き続き事務局から資料3につきまして説明をいただくことにいたします。これも恐らく30、40分かかると思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、お願いします。

○ 木倉年金課長

それでは、続きまして資料3「第3号被保険者制度の見直しについて」を御覧いただきたいと思います。

まず目次をごらんいただきますと、ここで入れております内容でございますが、(1)で3号被保険者制度の経緯を挙げさせていただいております。それから(2)で、その見直しについてのこれまでのいろいろな案の整理をもう一度見ていただいているということでございます。その上で(3)からでございますが、見直しを考えます場合の論点を挙げながら、昨年末の「方向性と論点」で大きくまとめて見ていただきました4つの、分割案、負担を求める案、給付を調整する案、あるいは範囲を縮小していく案というものについてもう一度ごらんをいただきまして御議論をしていただきたいということでお示ししております。特にAの分割案につきましては具体的な分割の例を挙げまして、御議論の材料にさせていただければということでお示ししております。

1ページはこれまでの3号制度の仕組みの経緯でございますので、これは割愛をさせていただきます。このような経緯でできてきておるけれども、見直しの必要性が指摘されているということでございまして、2ページの方では女性の年金検討会でも御議論いただきましたし、「方向性と論点」の中でも見ていただいたということでございます。これも繰り返になりますので省略をさせていただきます。

その上で5ページまで飛ばさせていただきますけれども、こういった見直しをしていくときの論点としましていろいろな視点があろうかと思っておりますけれども、ここでは大きく幾つかに整理をしております。

最初の①でございますが、世帯単位で見ると給付と負担の公平を基本とする考え方、これは従来の説明ぶりになるわけでございますけれども、片働きの方の世帯と共働きの方の世帯との負担については、7ページに絵が付けてありますけれども、いずれにしても世帯全体での収入が同じで、それに対する負担が同じであれば、世帯全体での給付も同じになるのではないかということです。そういう意味では、世帯単位で見れば給付と負担の公平性は保たれ

ているのではないかという説明の絵というものを簡単に見ていただいております。

それに対しまして②でございますけれども、世帯全体での給付と負担を変えないとしましても、被扶養配偶者の位置付けをきちんと明確にすべきではないかということでございまして、個人での負担して個人で給付を得ていくという観点からは、その方の負担を明確に位置付けて給付を設計していくということが妥当ではないかということです。この延長上では分割という考え方も出てくるのではないかとということでお示しをさせていただいております。

③の方でございますけれども、更に世帯という概念ではなくて個人での給付と負担の関係をきちんと徹底していくべきだという考え方を挙げておりますけれども、やはり3号被保険者という位置付けの方が、応能負担の中で負担を自ら実際にはせずに給付されているということにつきまして、負担を求めていくという方向での是正をしていくべきではないかということです。あるいは、その負担が困難であるということであれば給付を調整していくべきではないかというふうな見方、徹底をすればこういう考え方もあり得るということです。これは8ページにございますように、世帯ということではなくて共働きの方の個人、片方の負担と片方の給付、単身の方の負担と給付、そういうこと等を考えてみると、世帯の方との間にはアンバランスがあるのではないかとという考え方もあるということで見ていただいております。

それから、その他の見方としては④で、標準報酬に62万円という上限がありまして、片働きの世帯の方につきましてはその上限を超える賃金の方でもその上限までの負担しかない。それで、3号被保険者の給付を得ているとなりますと、実際にはその片働きの世帯の方の負担が軽くなっていないかというような指摘があるということでございます。それから、そもそも3号被保険者制度そのものが被扶養の方の就労意欲を阻害しているのではないかとという点があるというようなことを挙げております。

その上で、9ページに進んでいただきたいと思っております。9ページは、「方向性と論点」の中から挙げました4つの類型で見ていただく前提でつくらせていただいております。

まずAは夫婦の間、世帯の中での負担と給付の関係を分けていってはどうかということで、年金権の分割ということも挙げておりますが、その年金の権利を負担の段階から分けての設計があり得るかどうかということで見ていただいております。

Bの方では、具体的に実際に3号の方についても負担を求めるべきではないかということです。Aのように負担と給付の関係を分けて擬制をするということではなく、負担を実際に求めることとなりますので、B-2の方は、実際に収入がない方について負担が求めにくいのであれば、被扶養者に対する給付を少し調整することによって是正を図ろうとするやり方もあるのではないかとということで見ていただいております。

C案は、現実的に3号被保険者の方がいらっしゃる中ではパートタイム適用等の中で縮小を図っていくということが現実的ではないかということでございます。